都溜市巖金白書

令和2年版(修正第2版)



都留市議会

目 次

議 会 のしくみ	1
市議会の構成	2
議員	
議長·副議長	
議会事務局	
市議会の仕事	
議決権	
選挙権 請願·陳情の受理	
検査・監査・調査	
意見書の提出	
本会議	4
委員会	4
議会、委員会の主な活動	Ę
議会情報を知る	
定例会や委員会の傍聴	6
議会だより	6
市議会ホームページ	
会議録検索システム	3
市議会映像配信	3
送 <u> </u>	
議会に参加する	
選挙で参加する	Ç
請願・陳情ができます	Ç
議会報告会	10

議会改革の取り組み	ን	12
都留市議会基本条例		13
都留市議会議員政治倫理	里条例	14
都留市議会議員定数		15
議会データ		
都留市議会議員		16
議員報酬と期末手当		17
政務活動費		17
会派		18

議会のしくみ

議会と市政の関係、市議会のしくみ、市議会の構成、本会議・委員会、会議の流れなどについてご案内します。

日本国憲法では、地域のことはその地域の地方公共団体(市町村など)が行っていくという「地方自治」が認められています。

この地方公共団体である私たちの「都留市」では、市民の皆さんが安心して快適に暮らしていけるように、日常生活に深くかかわる様々な仕事を行っています。

私たちが住む「都留市」を、明るく住みよいまちにするためには、市民自らの意思と責任で問題を解決していくことが最も望ましいことです。しかし、市民全員が参加して、市政について意見を述べ合うことは、限りなく不可能なのです。

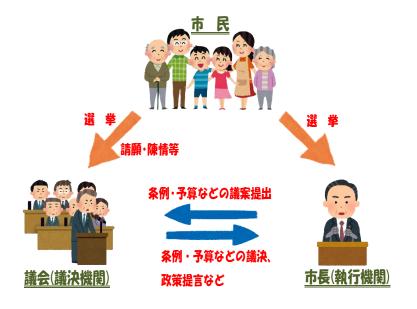
そこで、市民が直接、代表者を選挙で選び、その代表者に市政の運営を委ねています。

選挙で選ばれた代表者には、市政を実際に執行する市長と、市の方針や施策を決定する議員で構成する市議会の2つがあり、互いに対等な関係にあります。

市長は、市政の方針や重要な事項を議案として市議会に提案し、市議会は、提案された議案について審議し決定します。その決定にしたがって、市長や教育委員会等は実際に市政を執行します。

また、市議会は執行機関が適正に仕事を行っているか監視しています。

市議会と市長は、それぞれの役割に基づき、互いにけん制し、協力し合い、均衡を保って市政を支える車の両輪として、市民のためにより良い「都留市」の実現をめざします。



市議会の構成

地方自治の制度は、首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

市議会は、市民から選挙によって選ばれた議員で構成され、市民の皆さんの代表として、市の条例や予算などの重要な事項を審議し、決定する機関です。

·議員

議員は4年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。 議員の定数は、条例によって定められており、現在、都留市議会議員の定数は16人となっています。



令和元年 5 月臨時会

·議長·副議長

議長・副議長は、議員の中から議員による選挙によって選ばれます。 議長は議会を 代表するとともに、議場の秩序を保持し、会議の運営を整理し、議会の事務を監督、処 理します。 副議長は議長と協力して議会を運営するとともに、議長が会議に出席でき ないときや、議長が欠けたときに代わって議長の仕事をします。

·議会事務局

議会の事務を円滑に進めるために、条例で議会事務局が置かれています。議会の運営やその記録などの作成、会議の活動に必要な資料を作成したり、市政に関す情報発信などを行います。

市議会の仕事

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権等の多くの権限が与えられています。これらの権限に基づいて、次の仕事をしています。(地方自治法第96条)

·議決権

条例の制定・改廃や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約の締結、財産の取得・処分等の決定をします。また、市長が副市長、監査委員等を選任する際に同意を与えます。(地方自治法第96条、地方自治法第163条、地方自治法第196条第1項など)

·選挙権

議長·副議長、選挙管理委員等を選挙します。(地方自治法第97条、地方自治 法第103条、地方自治法第118条、地方自治法第182条)

·請願·陳情の受理

市民から提出される請願・陳情を受理し、請願については、議会として採択・不採択の意思を決定します。(地方自治法第124条)

·検査·監査·調査

市政が市民の期待どおりに適正に行われているかを調べるために、市の 事務を検査したり、監査委員に監査を求めたり調査をします。(地方自治法 第98条、地方自治法第100条第1項~同条第11項、第100条の2)

・意見書の提出

市の公益に関する事項について、国や県などの関係機関に意見書を送付します。(地方自治法第99条)



本会議

本会議は、議場に全議員が集まって開かれる会議です。議会の意思(可決、否決など)は、すべてこの会議で決定されます。

委員会

委員会は、議案等を専門的、効率的に審査するため、常任委員会と特別委員会が設置されています。また、議会の運営が円滑に行われるように、議事の順序や進め方等を協議する議会運営委員会が設置されています。

·常任委員会

・・・・審議を充実させ、議事運営の能率を高めるため、議案や陳情等の 審査や所管事務に関する調査を行います。

名 称	定数	所管	
総務産業建設 常任委員会	8人	総務部(総務課 企画課 財務課)、産業建設部(産業課 建設課上下水道課)、会計課、消防本部、議会事務局及び農業委員会の所管に関する事項並びにその他の常任委員会の所管に属さない事項	
社会厚生 常任委員会	8人	市民部(市民課 税務課 地域環境課)、福祉保健部 (福祉課長寿介護課 健康子育で課)、都留市立病院・介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項	

·特別委員会

・・・特定の付議事件の審査のため必要な場合に、議会の議決により設置されます。

名称	定数	付議された事件
議会改革 特別委員会	16 人	議会の改革に関する事項
桂川流水利用 特別委員会	8人	桂川流水の有効活用に関する事項

リニア観光振興 特別委員会	8人	リニアを活用した地域活性化に関する事項
政策提言 特別委員会	16 人	市政への政策提言に関する事項
予算特別委員会	13 人	市の当初予算について審査する
決算特別委員会	13 人	歳入歳出予算執行の実績である決算の案件を審査 する

·議会運営委員会

・・・・定数は7人です。円滑な議会の運営を図るため、「議事運営 に関する事項」や「議長の諮問に関する事項」について協議し ます。

議会、委員会の主な活動

令和2年

委員会名等	活動内容
政策提言特別委員会	・山梨県東部広域連合の解散または退会を望む提言書を市長に提出 ・都留市土地開発公社の未売却分譲地についての提言書を市長に提出
議会改革特別委員会	・議会運営委員会委員の選出方法について ・日曜議会について ・議会のICT化について
4 月臨時会	・議員提出議案第1号 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
会派代表者会議	・代表質問について(令和2年12月定例会よりスタート)
12 月定例会	・議員提出議案第2号 都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

議会情報を知る

定例会や委員会の傍聴

市議会には、定例会(3月、6月、9月、12月の年4回)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

都留市議会では、定例会や委員会を公開していますので、どなたでも傍聴することができます。市議会の活動を身近に感じることができる最適な方法ですので、お気軽にお越しください。



本会議場の傍聴席

議会だより

市議会の活動状況を市民の皆様にお知らせするため、「都留市議会だより」を定例会ごとに発行し、各世帯に配布しています。また、ホームページ(次ページの市議会ホームページ参照)でもご覧いただけますし、本庁舎 1 階ロビー、各コミュニティセンターにも備えておりますので、どうぞご覧ください。



市議会ホームページ

パソコンやスマートフォンから「都留市市議会」と検索してください。

ホームページでは上記の議会だよりに加え、市議会の構成、定例会・臨時会情報、議会の傍聴、市議会の役割など、さまざまな情報を掲載しています。



🥼「都留市議会」をクリック!



会議録検索システム

「都留市議会」のホームページより、平成10年6月定例会以降の本会議の会議録が検索・閲覧できます。

「議会だより」をご覧になる場合はこちら!



議会の会議録はこちらから!

市議会映像配信

本議会及び決算特別委員会の模様を、都留CATVが録画中継しています。放送時間などはCATVの放送予定表をご確認ください。

議会に参加する

選挙で参加する

市議会議員の資格は、被選挙権を持っていることです。被選挙権とは、 選挙に出て国会議員、市議会議員や市長など地方公共団体の議員 や長に就くことのできる権利のことです。

被選挙権は「日本国民で満25歳以上の者」、「連続して3カ月以上、市内に住所のある者」という2つの条件を満たす人に与えられます。

こうしてみると、市議会議員の資格を得るのは難しいことではありません。 それだけ市議への道は広く一般に開かれているといえます。



選挙は、市民が政治に参加し、市民の生活や都留市を良くするために、その意思を 政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。ぜひ議員候補者の政 策や考えを把握し、大切な選挙に参加しましょう。

請願・陳情ができます

市政に関することで、皆さんが市議会に直接要望や意見がある時に活用していただきたい制度が、請願や陳情(要望)です。

請願や陳情(要望)はいつでも受け付けていますが、請願については定例市議会前の議会運営委員会の前日(閉庁日を除く)までに受理したものが、その定例市議会の議題となります。それ以降のものについては、次の定例市議会で取り扱われます。

	XX	X年XX月XX日
都留市議会議長		
○○○○ 様		
請願(陳情)者		
	住所	
	(団体名)	
	氏名(代表者名)	0000 🕮
	紹介議員	0000 📵
	※紹介議員は請	青願のみ
000000	○○に関する請願	(陳情)

議会報告会

都留市議会では、議会を身近に感じてもらうための取り組みとして、議員が皆さんの 地域に出向き、議会の活動状況や審議の内容を報告するとともに、市政全般に関して 皆さんの声をお聴きする「議会報告会」を地区会議と議会の共催という形で実施してい ます。

特に質疑においては、地域課題や市の将来など市政に関する生の声をお伺いできる ことから、議会への提案と捉えており、大変重要な会と位置付けています。

年に一度、市民の皆さんのご意見を聞かせていただく大事な機会です。

いただいたご意見やご要望などは議会へ持ち帰り、担当委員会が中心となって市長側との協議や調査を行っています。

令和元年度 議会報告会

地区	日時	会場	参加者
禾生地区	7月13日(土) 午後7時00分より	禾生地域コミュニティセンター	10
下谷地区	7月20日(土) 午後7時00分より	新井自治会館	50
東桂地区	7月24日(水) 午後7時00分より	東桂地域コミュニティセンター	20
上谷地区	7月25日(木) 午後6時30分より	消防署 2 階会議室	13
中谷地区	7月25日(木) 午後7時30分より	消防署2階会議室	5
盛里地区	7月26日(金) 午後7時00分より	盛里地域コミュニティセンター	2
開地地区	7月27日(土) 午後7時00分より	大津集会所	14
宝 地区	7月28日(日) 午後7時00分より	宝地域コミュニティセンター	42
三吉地区	8月6日(火) 午後7時00分より	いきいきプラザ都留	12

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しませんでした。

参加者数の推移

年 度	人 数
平成 26 年度	251 名
平成 27 年度	217名
平成 28 年度	182 名
平成 29 年度	176 名
平成 30 年度	281 名
令和元年度	168 名

【議会報告会の様子】



東桂地域コミュニティセンター



消防署2階会議室



いきいきプラザ都留



禾生地域コミュニティセンター



新井自治会館



宝地域コミュニティセンター

議会改革の取り組み

「議会って何をしているのか、よくわからない…」

おそらく、多くの皆さんがこのような認識を持たれていると思います。

いま全国の地方議会では、住民の皆さんに「議会のしくみ」や「議会の働き」を知っていただき、身近な政治の舞台へ関心を持っていただくだけでなく、住民の皆さんとともにまちづくりに参加できるような議会をめざした取り組みが行われています。

このような取り組みのことを「議会改革」と言います。

よく市役所では「行財政改革」という言葉が使われますが、「行財政改革」の第一の目的は「行政の効率化(スリム化)」、端的に言うと「歳出削減」への取り組みを指しています。

自治体は地方自治法の規定に基づき運営していますが、その中に「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、行財政改革は、市民サービスの向上を図りながら、経費の削減を目指すというものです。

では「議会改革」は何をめざしているのでしょうか?

「議会改革」の第一の目的は、市民の声を行政に生かせるように、議会の構造や考えを変えていく取り組みなのです。

これは、議会が、市町村長が提案する市民サービスを、市民の声をもとに議論を重ねて責任を持って判断するとともに、必要なサービスは議会みずからが提案して、市町村長に執行してもらう。その実現に向かってさまざまな議会活動を行い、仕組みを変えていく取り組みということになります。

こうした中、都留市議会においても、議会及び議員の在り方等について基本的事項を 定めた「都留市議会基本条例」に基づき、議会改革に取り組むとともに、「都留市議会 政治倫理条例」に示すとおり、高い政治倫理観を持ち、本市の発展と市民福祉の増進 に全力を傾注し、民主的で公平、公正な議会運営に努め、民意を反映することにより、 市民の皆さんの負託に応えるよう努力しています。

なるほど! 「都留市議会基本条例」や 「都留市議会政治倫理条例」 ってどんなもの?

都留市議会基本条例」※ホームページでもご覧になれます!

地方分権一括法によって国と地方公共団体の役割分担が明らかにされ、地方の自立性が求められるとともに、議会の権限も強化され責任が重くなりました。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互に抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければなりません。また、議会は、その責任を果たすために、従来から担ってきた執行機関に対する監視及び評価の機能のさらなる充実を図るとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行なうことが求められています。

都留市議会は、これまでにも不断の努力を重ねてきましたが、さらに市民参加と民主的な議会運営に努め、市民の負託に応えるため、「都留市議会基本条例」を、平成25年6月に制定しました。

条例の主な内容

1. 議会報告会(第5条)

市民に対し、議案審議の経過、結果等に係る報告会を年1回以上、地区自治会連合会単位で開催します。

2. 請願者・陳情者の意見陳述(第5条)

請願及び陳情を政策提言と位置付け、委員会審査にあたっては、これら市民の説明機会を設けることができます。

3. 議論の拡充(第10条)

議会の一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制となります。また、市長等は、議員の質問の趣旨について説明を求めることができます。

4. 政治倫理(第 22 条)

議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自 覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければなりません。

5. 最高規範(第 23 条)、見直L手続(第 24 条)

本条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、本条例をはじめとする他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。

また、本条例については、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行っていきます。

都留市議会議員政治倫理条例」※ホームページでもご覧になれます!

都留市議会では、平成 25 年 6 月に議会運営の基本となる「都留市議会基本条例」を制定し、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定めました。基本条例第 22 条では、議員は、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めるなど、政治倫理についても規定しましたが、さらに、議員が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理の基準を定めるべきであることから、「都留市議会議員政治倫理条例」を、平成 26 年 12 月に制定しました。

条例の主な内容

1. 政治倫理基準(第3条)

- (1) 品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと
- (2)議員の権限又は地位を利用して人権侵害のおそれのある行為や、金品の授受をしないこと
- (3)国、県、市などからの補助、助成などを直接受ける法人等の代表に就任しないこと
- (4)市の請負契約等に関して特定の企業等に対し不正な取り計らいをしないこと
- (5)市が行う許認可等に関し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしない
- (6)市が取得する土地、物件等に関して、取得及び斡旋行為を行わないこと
- (7)政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける寄附等を受けないこと
- (8)市職員の公正な職務執行妨害、職員の権限・影響力の不正な行使をしないこと
- (9)市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと
- (10)市税等の納付を誠実に行うこと
- (11)市職員の勤務中に、物品の売買、集金及び営業を行わないこと

2. 請負等に関する遵守事項(第5条、第6条)

- (1)議員(配偶者、2 親等以内の親族を含む)が代表取締役等を務める法人等は、 市を相手方とする工事、業務受託、物品売買等の契約を辞退すること(年間売 上げの 50%未満の契約を除く)。
- (2)議員は、市の指定管理者である法人等の取締役等を務めてはならない。

3. 審査請求について(第7条)

市民は、議員が政治倫理基準や遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、議長に審査を請求することができることを規定しました。

4. 審査結果等について(第9条)

政治倫理審査会による審査の結果、遵守義務違反であると決定した場合には、当該議員に対して次の措置を講じることとしました。

- 1. 議場における議長の注意
- 2. 議場における謝罪文の朗読
- 3. 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告
- 4. 議員辞職勧告

また、この結果について公表することとしました。

なお、本条例につきましても、常に市民の意見や社会情勢の変化などを勘案し、 必要に応じて見直しを行っていきます。



議会基本条例は
「ここから!

都留市議会議員定数

政治倫理条例は

ここから!

条例制定	施行	定数
昭和 29 年 4 月	昭和 30 年 4 月	30 人
昭和 45 年 9 月	昭和 46 年 4 月	22 人
平成 17 年 3 月	平成 19 年 4 月	18 人
平成 25 年 12 月	平成 27 年 4 月	16 人



議会データ

都留市議会議員

議員名簿

【任期:平成31年4月30日から令和5年4月29日まで】

No.	氏 名	住 所	電話番号
1	山口一裕	上谷三丁目3番20号	0554-45-7470
2	小俣哲夫	田野倉 648 番地	0554-43-8017
3	志村武彦	大幡 4265 番地 2	0554-45-1050
4	小林健太	四日市場 89 番地 6	0554-43-6572
5	日 向 美 徳	朝日曽雌 1607 番地 1	0554-48-2233
6	天 野 利 夫	境 283 番地 3	0554-45-2429
7	奥 秋 保	小野 432 番地 11	0554-43-0473
8	山本美正	十日市場 796 番地	0554-43-7068
9	小澤眞	上谷二丁目 4番 15号	0554-43-2058
10	藤江喜美子	夏狩 1976 番地	0554-43-2453

議員名簿

No.	氏 名	住 所	電話番号
11	藤本明久	古川渡 849 番地	0554-43-2893
12	鈴木孝昌	田原三丁目3番22号	0554-43-3399
13	谷垣喜一	四日市場 359 番地 55	0554-43-7316
14	国田正己	中津森 521 番地	0554-43-3524
15	小俣義之	法能 970 番地 2	0554-43-6534
16	小俣武	下谷三丁目 6番 23号	0554-43-5312

議員報酬と期末手当

	議長	副議長	議員
報酬月額	380,000円	355,000円	345,000円
期末手当 支給月数	3.45 月/年間		

政務活動費

政務活動費とは、地方自治法の規定に基づき、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものです。

都留市議会基本条例第 15 条では、「議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める」とされていますが、現在、交付していません。

会派

都留市議会基本条例において会派とは、「第4条 議員は、会派を結成することができる。2会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する」とされていて、議会内に結成された、同じ思想や政策を持つ議員のグループのことをいいます。また、会派間の協議、調整の場として会派代表者会議があり、会派に関すること、議会の人事に関することなどについて協議します。

会 派 構 成 (令和3年9月24日現在)

A //\ IH /%	
会 派 名	氏 名
創明会	代表小澤眞谷垣喜一藤本明久小林健太小俣哲夫
新政つる	代表天野利夫藤江喜美子日向美徳志村武彦山口一裕
ビジョン21	代表 国田正己 小俣 武 奥秋 保
木曜クラブ	代表山本美正 小俣義之 鈴木孝昌



都留市議会には、 現在この4つの会派 があるよ。



都留市議会

〒402-8501 山梨県都留市上谷 1-1-1

電話 0554-43-1111 FAX 0554-45-2181 e-mail gikai@city.tsuru.lg.jp

ホームページ https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/

~都留市議会白書 令和2年版(修正第2版)~ 発行:令和3年9月/都留市議会